

Press Release

平成21年11月13日
職業安定局高齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課地域就労支援室
(担当・内線) 室長 藤井 礼一
室長補佐 秋場 美紀子(5837)
(電話 代表) 03(5253)1111
(F A X) 03(3502)5394

平成 20 年度障害者雇用実態調査結果の概要について

平成 20 年度障害者雇用実態調査の調査結果について、今般とりまとめましたので公表します。

(ポイント)

1 事業所調査の結果

- 前回(平成 15 年度)と比較して、週所定労働時間が週 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者の割合が増加。
 - ・身体障害者 14.7%(対前回比 6.7%増)
 - ・知的障害者 13.2%(同 10.4%増)
 - ・精神障害者 24.8%(同 20.4%増)
- 正社員の割合をみると、身体障害者は 64.4%、知的障害者は 37.3%、精神障害者は 46.7%。
- 平均賃金については、身体障害者は 25 万 4 千円、知的障害者は 11 万 8 千円、精神障害者は 12 万 9 千円。
- 配慮している事項としては、身体障害者と精神障害者については、「配置転換等人事管理面についての配慮」が、知的障害者については、「工程の単純化等職務内容の配慮」が最も多く、前回と同様の傾向。

2 個人調査の結果

- 職場における改善が必要な事項や要望として最も多い項目は次のとおり。
 - ・身体障害者 「労働条件・時間面での配慮」 40.4%
 - ・知的障害者 「今の仕事をずっと続けたい」 56.7%
 - ・精神障害者 「調子の悪い時に休みをとりやすくする。」 30.8%
- 将来に対する不安として最も多い項目は次のとおり。
 - ・身体障害者 「老後の生活が維持できるか」 64.8%
 - ・知的障害者 「親がいなくなったら生活を助けてくれる人がいなくなる」 38.2%
 - ・精神障害者 「仕事を続けられるかどうか」 83.0%

調査の概況は以下のとおりです。

【調査の概要】(詳細は別添のとおり)

本調査は、民間事業所における障害者の雇用の実態を把握するため、5年ごとに実施しているものであり、以下の2つの調査を実施した。

1 事業所調査

全国の従業員5人以上の民営事業所約7,500事業所を対象に、雇用している障害者の障害の種類・程度、賃金、労働時間等について調査した。回収数は5,511事業所(回収率73.2%)であった。

2 個人調査

事業所調査の対象事業所に常用雇用されている身体障害者、知的障害者及び精神障害者を対象に、職業生活に対する意識等について調査した。回収数は、身体障害者12,393人(回収率61.4%)、知的障害者1,678人(回収率68.8%)、精神障害者311人(回収率41.2%)であった。

【調査結果の概要】(詳細は別添のとおり)

1 事業所調査

(1) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況

障害者の雇用状況については、産業別、事業所規模別の回収結果をもとに復元を行った推計値を利用して分析を行った。

ア 障害の種類・程度別の雇用状況

身体障害者について、障害の種類別にみると、肢体不自由が36.6%、内部障害が34.6%、聴覚言語障害が16.8%となっている。

知的障害者については、重度が36.3%、重度以外が45.7%となっている。

精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳により精神障害者であることを確認している者が45.6%、医師の診断等により確認している者が53.6%となっている。

精神障害者保健福祉手帳の等級をみると、2級が21.3%で最も多くなっている。また、医師の診断等による確認のうち、最も多い疾病は「そううつ病」で35.6%となっている。

イ 雇用形態

雇用形態をみると、身体障害者は64.4%、知的障害者は37.3%、精神障害者は46.7%が正社員となっている。

ウ 労働時間

週所定労働時間みると、身体障害者は82.8%、知的障害者は79.1%、精神障害者は73.1%が週30時間以上となっている。

エ 職業

職業別にみると、身体障害者は事務的職業が25.5%と最も多く、知的障害者は生産工程・労務の職業が51.9%と最も多く、精神障害者は専門的、技術的職業が40.2%と最も多くなっている。

オ 賃金

平成20年10月の平均賃金をみると、身体障害者は25万4千円、知的障害者は11万8千円、精神障害者は12万9千円となっている。

力 勤続年数

平均勤続年数をみると、身体障害者及び知的障害者は9年2月、精神障害者は6年4月となっている。

(注) 採用後に身体障害者となった者については、身体障害者手帳の交付年月を、採用後に精神障害者となった者については、事業所において精神障害者であることを確認した年月を起点とした勤続年数である。

(2) 障害者雇用に当たっての課題・配慮事項

障害者を雇用する際の課題としては、身体障害者、知的障害者、精神障害者とともに、「会社内に適当な仕事があるか」が最も多くなっている。

また、雇用している障害者への配慮事項としては、身体障害者と精神障害者については、「配置転換等人事管理面についての配慮」が、知的障害者については、「工程の単純化等職務内容の配慮」が最も多くなっている。

(3) 関係機関に期待する取組み

障害者を雇用する上で関係機関に期待する取組みとしては、身体障害者については、「障害者雇用支援設備・施設・機器の設置のための助成・援助」が最も多く、知的障害者及び精神障害者については、「具体的な雇用ノウハウについて相談できる窓口の設置」が最も多くなっている。

2 個人調査

(1) 身体障害者

ア 職場における改善等が必要な事項

仕事を続けていく上で、さらに改善・充実・整備が必要とされていることは、「労働条件・時間面での配慮」が40.4%で最も多く、次いで「能力に応じた評価、昇進・昇格」(31.0%)、「コミュニケーション手段や体制の整備」(30.0%)となっている。

イ 仕事に関する相談相手

仕事に関する相談相手については、「家族・親戚」(44.1%)、「職場の同僚・友人」(40.8%)、「職場の上司や人事担当者」(34.7%)が順に多くなっている。

ウ 将来への不安

将来に対する不安について、「ある」と回答した者は70.4%おり、不安に思っている事項としては、「老後の生活が維持できるか」(64.8%)、「仕事を続けられるかどうか」(62.6%)が多くなっている。

(2) 知的障害者

ア 就職にあたっての相談相手

就職にあたっての相談相手については、「家族」「学校の先生」が27.8%で最も多く、次いで公共職業安定所(12.4%)となっている。

イ 職場での要望事項

現在の職場での要望事項については、「今の仕事をずっと続けたい」が56.7%と最も多く、次いで「ほかの仕事もしてみたい」「職場で困ったときに相談できる人がほしい」が10.7%となっている。

ウ 職場で困った時の相談相手

職場で困ったときの相談相手については、「職場の上司」(30.6%)、「職場でいっしょに働いている人」(27.0%)が順に多くなっている。

エ 将来への不安

将来に対する不安について、「ある」と回答した者は 53.3%おり、その理由としては、「親がいなくなったら生活を助けてくれる人がいなくなる」(38.2%)、「いまの仕事をつづけていけるかどうかわからない」(26.0%)が多くなっている。

(3) 精神障害者

ア 就職に際しての相談先

就職に際しての相談先については、公共職業安定所が 43.4%と最も多く、次いで「自分で探した」が 23.5%となっている。

イ 職場における改善等が必要な事項

仕事を続けていく上で、さらに改善・充実・整備が必要とされていることは、「調子の悪いときに休みを取りやすくする」が 30.8%と最も多く、次いで「業務遂行の援助や本人、周囲に助言する者等の配置」が 29.5%と多くなっている。

ウ 仕事に関する相談相手

仕事に関する相談相手については、「家族・親戚」(40.8%)、「医療機関(主治医)」(37.3%)、「職場の上司や人事・健康管理担当者」(33.8%)が順に多くなっている。

エ 将来への不安

将来に対する不安について、「ある」と回答した者は 83.3%おり、不安に思っている事項としては「仕事を続けられるかどうか」(83.0%)、「老後の生活が維持できるか」(60.6%)が多くなっている。

調査の概要

1 目的

この調査は、主要産業の民営事業所の事業主に対し、雇用している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用者数、賃金、労働時間、職業、雇用管理上の措置等を産業、事業所規模、障害の種類、程度、障害者の年齢別に調査するとともに、雇用されている身体障害者、知的障害者及び精神障害者本人に対し、属性、職場環境・職場生活、相談相手、仕事・職場生活以外の活動、将来の不安等を調査し、その実態を明らかにし、今後の障害者の雇用施策の検討及び立案に資することを目的として調査を行った。

2 調査の対象

(1) 事業所調査

日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づく 16 大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（家事サービス業を除く）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）〕に属する常用労働者 5 人以上を雇用する民営事業所のうち無作為に抽出した約 7,500 事業所を対象とした。

(2) 個人調査

上記（1）の事業所調査の対象事業所に雇用されている身体障害者、知的障害者及び精神障害者を対象とした。

3 調査方法

調査票は、事業所に対する「事業所票」と雇用されている障害者本人に対する「個人票」に分けられ、個人票はさらに、身体障害者用の「個人票 A」、知的障害者用の「個人票 B」及び精神障害者用の「個人票 C」からなる。

これらの調査票は実地自計の方法で記入し、各公共職業安定所を通じて回収した。

4 調査実施時点

平成 20 年 11 月 1 日現在。ただし、事業所票のうち、賃金及び労働時間については平成 20 年 10 月中。

5 回収及び推計

(1) 回収率

事業所票の回答事業所数は 5,511 事業所で、回収率は 73.2% であった。

個人票の回答者数は、個人票 A（身体障害者用）が 12,393 人（回収率 61.4%）、個人票 B（知的障害者用）が 1,678 人（回収率 68.8%）、個人票 C（精神障害者

用) が 311 人 (回収率 41.2%) であった。

(注) 個人票の回収率は、事業所票の回答事業所で雇用されている障害者数を分母として計算した。集計には、事業所票の回答がなかった事業所に雇用されている障害者からの回答も含まれる。

(2) 推計方法

事業所票の障害者数については、産業別、規模別に回収事業所数／母集団事業所数の逆数を復元倍率として推計して表示している。

個人調査については実数である。

6 主な用語の定義

(1) 身体障害者

身体障害者とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。) に規定される身体障害者をいう。原則として身体障害者手帳の交付を受けている者をいうが、身体障害者手帳の交付を受けていなくても、指定医又は産業医 (内部障害者の場合は指定医に限る。) の診断により確認されている者も含む。

この調査の障害の種類、程度の集計区分は次のとおりとした。

イ 障害の種類

視覚障害	視覚障害
聴覚言語障害	聴覚、平行機能、音声又は言語機能
肢体不自由	上肢切断、上肢機能、下肢切断、下肢機能、体幹機能、脳病変上肢機能、脳病変移動機能
内部障害	心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱直腸機能、小腸機能
重複障害	身体障害の重複、身体障害と精神障害の重複

ロ 障害の程度

重度	身体障害者程度等級表の 1 級、2 級
中度	身体障害者程度等級表の 3 級、4 級
軽度	身体障害者程度等級表の 5 級、6 級

(2) 知的障害者

知的障害者とは、法に規定される知的障害者をいう。具体的には児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによって知的障害があると判定された者をいう。

また、重度知的障害者とは次のイからハまでのいずれかの者をいう。

イ 療育手帳 (愛の手帳等他の名称の場合も) で程度が「A」とされている者

ロ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医から療育手帳の「A」に相当する判定書をもらっている者

ハ 障害者職業センターで重度知的障害者と判定された者

(3) 精神障害者

精神障害者とは、法に規定される精神障害者をいう。具体的には次のイ又はロの者であって、症状が安定し、就労可能な状態の者をいう。

イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ロ イ以外の者であって、産業医、主治医等から統合失調症、そうちうつ病又はてんかんの診断を受けている者

(4) 障害者となった時点

身体障害者については、身体障害者となった時点である。

精神障害者については、採用時点で事業所が精神障害を承知していた場合のみ「採用前」としており、採用後に精神障害者となった場合や、採用時点では事業所が精神障害者であることを承知していなかったが採用後に精神障害者であることを確認した場合は「採用後」としている。

(5) 月間総実労働時間

平成 20 年 10 月の所定内実労働時間と超過実労働時間の合計である。

「所定内労働時間」とは、事業所の規則等で定められた所定労働時間（所定労働日における始業時刻から終業時刻まで）において実際に就業した時間である。

「超過実労働時間」とは、残業、早出、休日出勤等の実労働時間である。

(6) 正社員

契約期間の定めのない（定年により定められているものを除く。）社員であり、他企業への出向者は除いている。

(7) 正社員以外

(6) の正社員以外の雇用形態であり、出向社員、派遣労働者、パートタイマー、臨時・日雇、契約・登録社員、嘱託等をいう。

(8) 賃金

労働契約・労働協約・就業規則等により予め定められている支給条件、算定方法によって支給される給与であって、超過勤務手当も含む。

(9) 勤続年数

事業所に採用されてから平成 20 年 11 月 1 日までの勤続年数をいう。

ただし、採用後に身体障害者となった者については、身体障害者手帳の交付年月を、採用後に精神障害者となった者については、事業所において精神障害者であることを確認した年月を、それぞれ起点としている。

7 利用上の注意

(1) 産業分類の表章

集計に当たっては、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（家事サービス業を除く）」及び「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」の 3 分類を合算し、「サービス業」として表章している。

(2) 表章単位

事業所調査による障害者の雇用状況については、復元を行った推計値であり、原則として千人単位で表章しているが、構成比（%）については、1 人単位で算出し、小数第 2 位を四捨五入した数値を表示している。

なお、構成比以外の数値についても、表章単位未満は四捨五入している。

(3) 図に用いた符号は、次のとおりである。

「0.0」・・・単位未満

調査結果の概要

I 事業所調査

1 身体障害者の雇用について

(1) 雇用者数

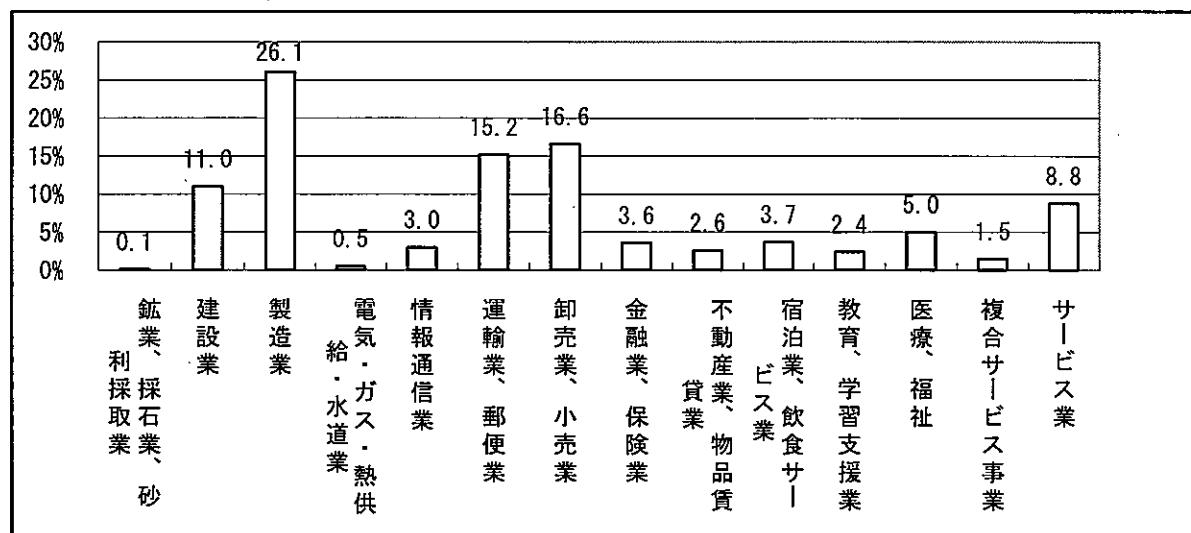
平成 20 年 11 月時点で回答事業所（5,511 社）において雇用されている身体障害者は 20,179 人であり、復元すると推計 34 万 6 千人であった。

以下の分析においては、全て推計値を用いている。

(2) 産業別

産業別にみると、製造業で 26.1% と最も多く雇用されている。次いで、卸売業、小売業 16.6%、運輸業、郵便業 15.2% となっている。

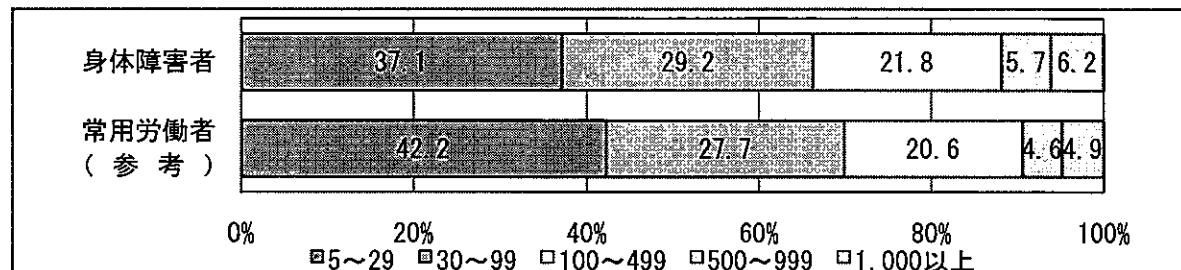
図 1-1 産業別



(3) 事業所規模別

事業所規模別にみると、5~29 人規模で 37.1% と最も多く、次いで 30~99 人規模 29.2%、100~499 人規模 21.8%、1,000 人以上規模、500~999 人規模の順になっている。常用労働者と比較すると、身体障害者の雇用は 5~29 人規模で少なくなっている。

図 1-2 事業所規模別



(注) 常用労働者は厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査月報（平成 20 年 11 月分）」より算出。

(4) 性別

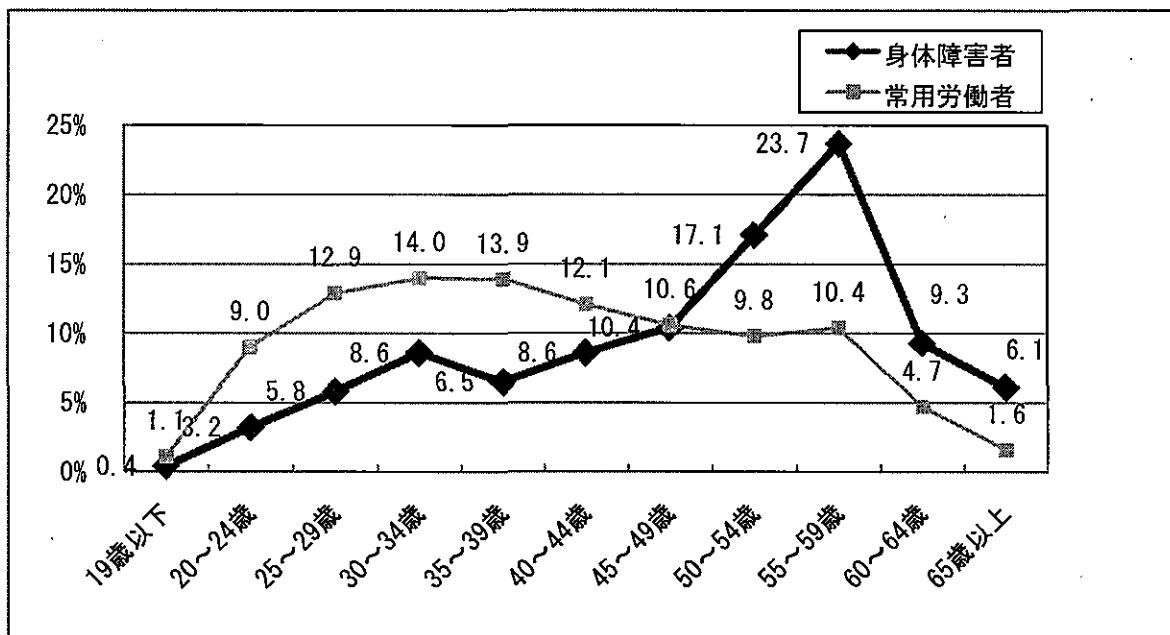
性別にみると、男子 79.4%、女子 20.0%、無回答 0.6% となっている。

(5) 年齢階級別

年齢階級別にみると、55～59 歳層が 23.7% と最も割合が高くなっている。

常用労働者と比較すると、身体障害者の雇用は、49 歳以下の層で割合が低く、50 歳以上の層で割合が高くなっている。

図 1－3 年齢階級別

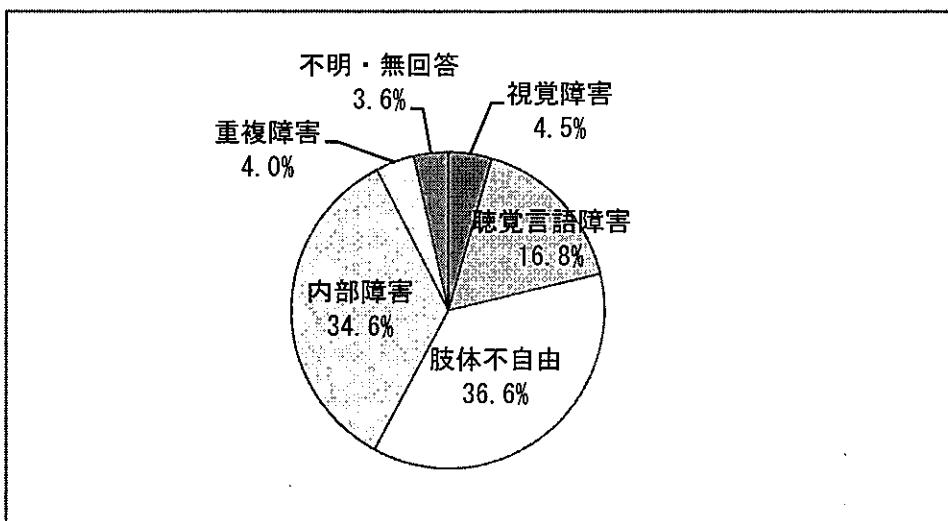


(注) 常用労働者は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成 20 年賃金構造基本統計調査報告」より算出。

(6) 障害の種類別

障害の種類別にみると、肢体不自由が 36.6% を占め、次いで、内部障害が 34.6%、聴覚言語障害が 16.8% となっている。

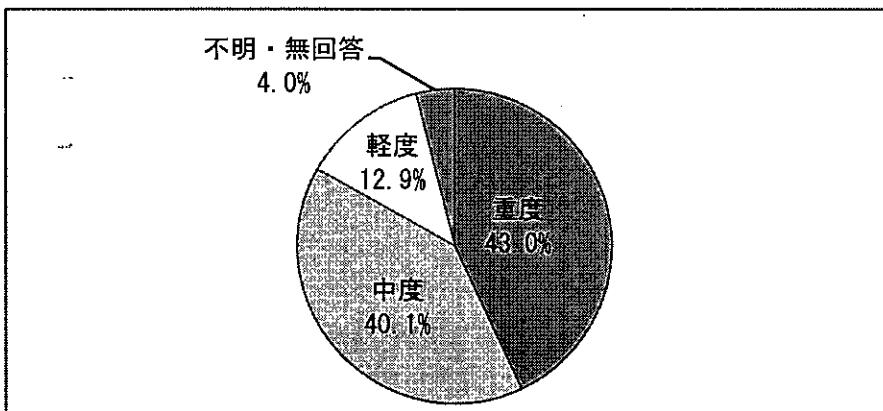
図1－4 障害の種類別



(7) 障害の程度別

障害の程度別にみると、重度が 43.0% を占め、次いで中度が 40.1%、軽度が 12.9% となっている。

図1－5 障害の程度別



(8) 障害者となった時点

障害者となった時点別にみると、事業所の採用前が 58.0%、採用後が 31.2%、無回答が 10.7% となっている。

(9) 雇用形態・労働時間別

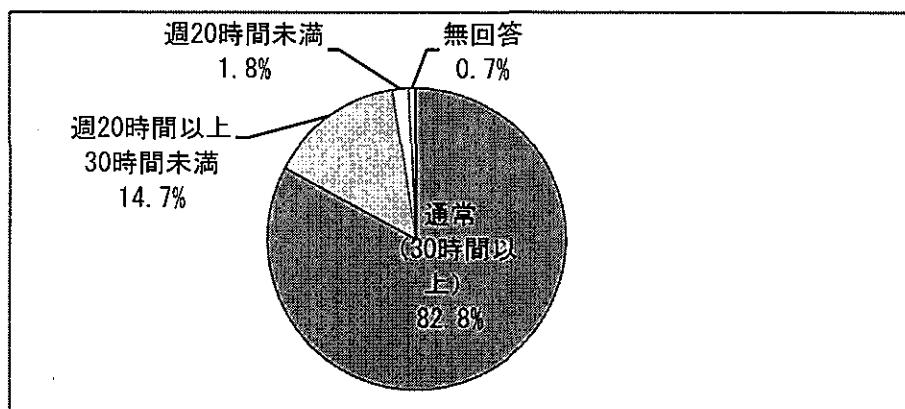
雇用形態別にみると、正社員が 64.4%、正社員以外が 25.5%、無回答が 10.1% となっている。

また、概ね 1 ヶ月以上にわたり休職している身体障害者の割合は、2.2% となっている。

週所定労働時間別にみると、通常（30 時間以上）が 82.8% と最も多く、次いで 20 時間以上 30 時間未満が 14.7% となっている。

週所定労働時間別の月間総実労働時間の平均は、通常（30時間以上）が168時間、20時間以上30時間未満の者が96時間、20時間未満の者が55時間となっている。

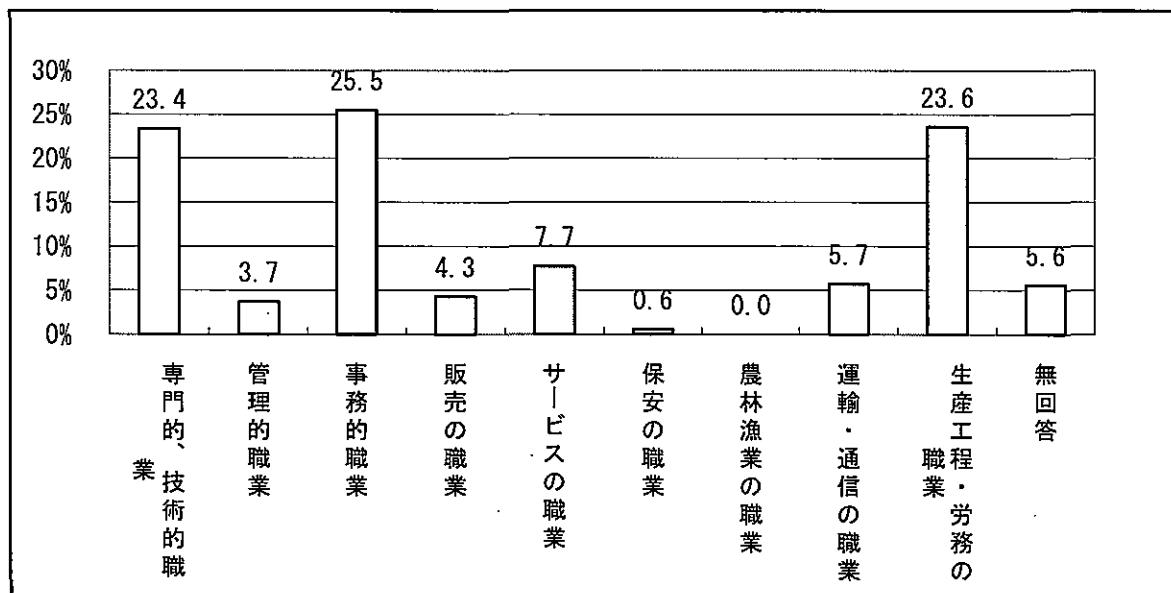
図1-6 週所定労働時間別



(10) 職業別

職業別にみると、事務的職業が25.5%と最も多く、次いで生産工程・労務の職業（23.6%）、専門的、技術的職業（23.4%）の順に多くなっている。

図1-7 身体障害者の職業



(11) 賃金の状況

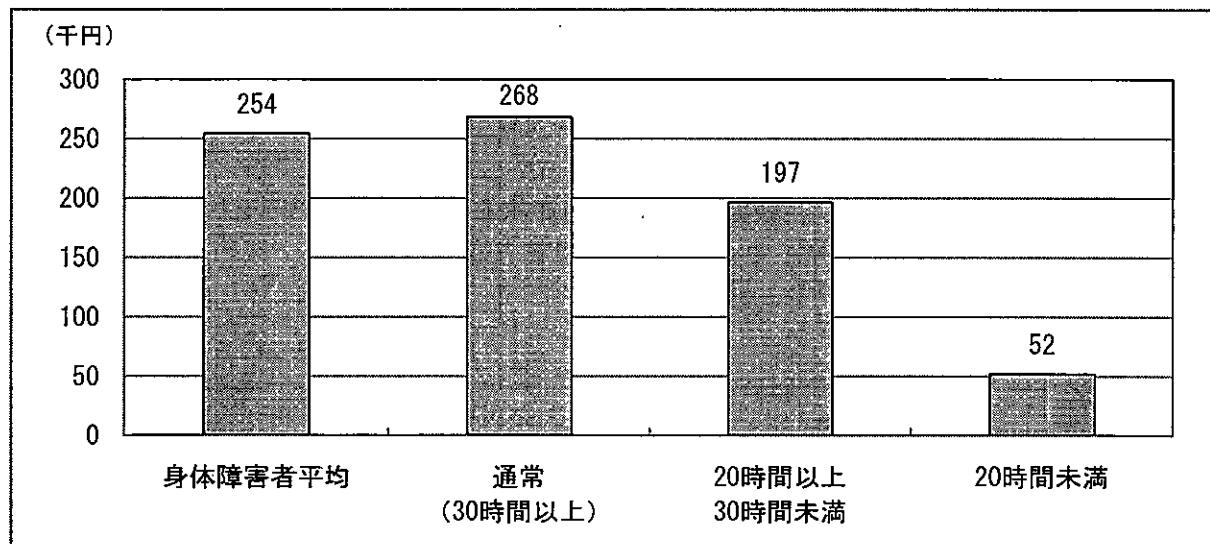
身体障害者の1か月の平均賃金は、25万4千円となっている。

週所定労働時間別にみると、通常（30時間以上）の者が26万8千円、20時間以上30時間未満の者が19万7千円、20時間未満の者が5万2千円となっている。

なお、賃金の支払形態は、月給制が66.5%、日給制が3.8%、時給制が27.0%、

その他が2.2%、無回答が0.6%となっている。

図1－8 週所定労働時間別平均賃金



(12) 勤続年数

身体障害者の平均勤続年数は9年2ヶ月となっている。